（農業センター）

令和　　年　　月　　日

（あて先）金沢市農業センター所長

住　　所

団 体 名

代表者の肩
書及び氏名

金沢市農業センター　管理棟施設 加工調理実習館　使用申込書

金沢市農業センターの下記施設について、使用したいので申し込みします。

行事の名称					
行事の内容					
使　用　日	令和　　年　　月　　日　（　　曜日）			使用予定人数	人
使用責任者	住所				
	氏名				
	連絡先	（携帯）		（自宅）	

使　用　施　設　及　び　使　用　時　間　帯　等

施設＼時間帯		午前		午後		夜間 17時～21時	推奨使用人数	備　考
		8時半～10時	10時～12時	13時～15時	15時～17時			
管理棟	研　修　室						50名程度	
	いろりの間						5名程度	
加工実習館	加工実習室						30名程度	記　入　必　須 使用する地場農産物
	調理実習室						30名程度	

※使用したい時間帯に〇を付けてください
※12:00～13:00の使用については備考欄にてご相談下さい
※申し込みにあたっては、別紙１・２をよく読んでください

（農業センター記載欄）

決裁日	所長	補佐	課員	担当

□ 電子申請フォームの入力画面を添付し供覧

□ 決裁後、電子フォーム処理済み

R5.2.1

別紙１

別紙２

申込書で予約をする場合の注意事項

金沢市農業センター施設をご使用の際は、事前の申し込みが必要です。次の注意事項等をご確認のうえ、お申し込みください。

施設の使用時間等について

・使用できない日
　日曜日、国民の祝日、年末年始
・使用できる時間
　午前８時３０分～正午　午後１時～午後５時
　※　午後５時に完全退館
　※　午前・午後、両方を予約の方は、正午～午後１時も使用とみなします。
　※　研修室・いろりの間は午後９時まで
・使用推奨人数
　使用申込書に記載しておりますので確認してください。

申し込みについて

申し込みは、必ず仮予約をしたうえで、申込書の提出が必要です。
予約は使用したい日の 90 日前から可能です。

1. 申込書の提出について
　・最初に、農業センターあてに使用したい日の空き状況を確認してください。空きがあれば、その時点で仮予約を受け付けます。
　・仮予約後２週間以内、かつ、利用希望日の遅くとも３日前までに申込書を提出してください。申込書が農業センターへ到着しない場合は仮予約が取り消され、使用できなくなりますのでご注意ください。なお、電子申請でお申し込みの場合、申込書は不要です。
2. 注意
　・申込書の記載内容によっては、使用をお断りする場合があります。
　・申し込みをキャンセルする場合は３日前までにご連絡ください。
3. その他
　・土曜日、日曜日および国民の祝日は受付しておりません。
　・原則として、使用したい日の当日及び前日は受付できません。

加工調理実習館の使用について

加工調理実習館は、地場農産物を使った加工品や料理の研究開発等を目的にご使用いただいています。
申し込みの際は、
① 地場農産物を使った加工調理を行うこと
② 金沢市民が主体となった団体であること
③ 使用予定人数が５名以上であること
この３点にご留意のうえお申し込みください。

別紙２

加工調理実習館をご使用の皆様へ

加工調理実習館（以下「実習館」といいます。）を利用する際は、下記の事項必ずお守りください。

1. 用意いただくもの

食材や調味料はご持参ください。また、食器洗い用の洗剤、スポンジ、ふきん、ゴミ袋、ラップ、ナイロン袋等の消耗品は備え付けがございませんので、必要なものをご用意ください。

2. 使用時間

使用時間内に、片付け、整理、最終点検及び最終確認まで終了してください。

3. 省エネ対策

室内温度を冷房２８度、暖房２０度に設定していますので、ご協力願います。

4. 換気の実施について

３密（密接・密集・密閉）をさけるため、30 分ごとに５分程度、窓を開けて換気してください。

5. 終了後の点検

調理実習室は片付けが終わったら、「調理実習室使用後チェックシート」により点検を行ってください。

6. ゴミの持ち帰り

ゴミは、すべて責任を持ってお持ち帰りいただきます。

7. 駐車場の使用

車で来られた方は、実習館前の駐車場をご利用ください。

8. 事故等の瑕疵責任

事故や盗難等については、一切責任を負いません。

9. 加工調理用機械の使用

加工実習室内の機械を使用する場合は、重大事故につながる恐れがありますので、機械使用マニュアルを遵守のうえ、使用してください。

不明な点は、農業センター職員にお問い合わせください。

10. 使用許可の取り消し

次のような場合は、使用許可を取り消す場合があります。

① 使用目的以外に使用した場合
② 物品の販売、宣伝その他営利行為及び政治的行為にあたる運動をした場合
③ 実習館の施設や備品等を故意に破損させた場合
④ 実習館内の秩序を乱す行為があった場合

11. 損害賠償

実習館の施設や備品等を損傷した場合は、使用終了までに必ず申し出てください。状況によっては損害賠償をしていただくことがあります。

Ｒ５．２．１